



母たらん人の言葉  
高木四郎

今や未來の母として、有爲の子女を、國家に貢  
 げんとする、重大なる家庭教育の責任を有する、  
 一般の女子は、子女を愛すると同時に、それだけ  
 の愛情を、この言葉の上にも拂つて、兒童に幸ひす  
 る口をもつて、膝下にはれを薫育し、禍の門となる  
 様な、危険な口をもつて、接吻することは、注意せ  
 ねばならぬ。それに、母の言葉は、母となつて生

れるものではなからう、であるか、母とならん  
 前から、深く朝夕の言葉を慎んで兒童を、明智の  
 域に導くに値するだけの言葉をつかつて、重い任を  
 完全に果さうといふ、高い理想を、確固たる意志  
 の上において、これを卑近に斷行せねばならぬの  
 である。

そこで、第一に、母の言葉が、兒童に對して、  
 一般に多すぎるといふ事は、多くは、愛にはがさ  
 れての事であるから、今一概に難することは、或  
 は、酷であるといふ人もあらうが、しかし、愛と  
 いふものは、いかに濃くても、必ず、理といふも  
 のを基礎として立たねばならぬので、道理を辨へ  
 ない愛は、いはゆる痴情である。この痴情即ち  
 だされたる愛の、よくないものであるといふこと  
 は、誰れとて、知らない人はなからう。既に痴情

といふことの、甚だ恐るべきものであることを、知って居るならば、今日子の愛にひかされて、思はず知らず多く發する母の言葉は、即ち、子に對する母の、痴情から生ずるのであるから、害の甚だしきものなることも、從つて明らかであらう。して見れば、いかに愛情からであるとはいへ、決して吾人の觀過することの出来ない事がらではなからうか、かの前々號にのべた、金魚屋の來た時の母子の間答のごとき、若し、母が最初兒童に請求された時、今しばし、言葉を慎しむ事が出來たならば、或は、兒童をして泣かせずに、悲しませずに、すんだのではなかつたらうか。これらの點について、今日からの一般の女子は、充分に注意研究して、兒童の愛にひかされると同時に、言葉を尊び愛するといふ情をもつて、よくこれを制し得る

だけの覺悟を要するのである。さうして、一時の情愛にひかされて、自然にその言葉の輕くかつ多くならぬ様にし、それから生ずる弊害を、全く家庭から除去するといふことが、子女薫育の責めにわたつて居る女子の、大切なしかも緊急な任務であらうと思ふ。

それから、第二に言はうとするのは、母子應答の言葉の事であるが、およそ、家庭で子に對して母が言葉を使用する場合は、應答と閑話との二つあるのであつて、閑話といふのは、一日のうち一家團居して、時をさめ、歴史地理或は理化動植物等に、關係した談話をすることであれど、このことは、今日まだ我が國には誠に乏しい例なので、ほとんどない位なことであるから、この事については、後日折もあらばいふこととして、今は、應答

の場合の言葉についてののみいふのである。

さて、應答の言葉は、大概、指示、命令禁止等であつて、常に兒童を左右する性質をもつて居るそれ故、嚴格を要するのは勿論であるが、しかし同時に、温情を含んで居らねば、その嚴格は、苛酷といふもので、少しも教育的でないのである。

例へば、外へ出よーとする時に、「外へいってはいけません」とか、金魚を買つてと請求した時に「いいけないよ」などと、どういふわけであるかをも辨へない兒童に、かく容易に一言にして、これを否定し、さるといふことは、到底、兒童に對する慎重な言葉づかひでなく、兒童を輕んじた言葉なので、これらの言葉のうちには、兒童に對する温情といふものが乏しい、いはゞ苛酷な、邪険な無理な言葉である。譬ひ此の言葉を發した母の心はさうでな

くとも、聞く身になつて考へたならば、さうではなからうか。ことに、「うるさいねー」とか「いいないつたら」などいふ言葉は、何たる無禮な言葉ではなからうか。兒童の權利を、何と無視した言葉ではなからうか。いかに親とはいへ、なほ兒童には兒童だけの自由を許し、あるところまでの權利は、これを認めて、その範圍内にまで立ちいつた言は、大いに慎まなくてはならないのである。これも今日までの弊風として、天下の兒童を、唯我かものゝごとくしたのであるが、今後の親は、大いに注意せねばならぬ事と思ふ。余は以上のとき言葉のうちには、温情などいふことを、些も認めることが出来ないものである。ことに又、兒童を左右する位置に居る、母の言葉にして、「どうでもなさい」などいふに至つては、實に邪険と思は

ずして、何とか聞かん。すべて、命令し禁止し指示する言葉は、必ずいつも明瞭でなくてはならぬのであるに、かゝる曖昧至極な言葉を、特に兒童にむかつて、かりにも發し、さうして、よく言ふ事を聞き順良な性質を備へさせよとするのは、何たる無理なことではなからうか。兒童はかういふ言葉をきいて、何と心に感ずるであらう。是非善惡を判ずることが出来ない兒童に、「どうでもせよ」といふ、しかも兒童と同じく、どうしてよいのか、ものわからぬ母ならば知らず、又狂人ならば問はないが、世には随分ものゝわかつた母でも、他の事の忙がしい時などには、面倒をいとして、かういふ答へをするものも、なくはないよであるが、かういふ言葉を聞いた時の兒童の心は、いかに残念に、いかばかりまた悲しいであらうか

余は、兒童がかういふ言葉を多く耳にし、一種悲哀な感を、心裡に印した結果は、將來にまでわたつて、いかなる性質をかたちづくるであらうかと恐しくさへ思ふのである、又以前には「外へいってはいけない」といひながら、すぐ「遠くへいってはいけないといふのさ」と言ひぬけ一度は「よせ」と禁止、二度目には、兒童の目的を達せしめ最後には「買ってあげたから、おとなしくしなければいけません」などいひ、又、方便がついに偽りとなつて、兒童を悲嘆にむせばせるなどは、骨稽といはんか、何といはんか、とても教育的とはおもはれぬ。よし一營生上において、または作法上において、家庭で嚴格であるといつても、それら、營生作法等の教育も、皆これ此の言葉がささたつて、指示命令或は禁止して導くのであるの

だから、かういふ教育的でない言葉をつかふ家庭に、教育的薫育が、いかなる方面になりとも、行はれるはずは、決してないと断言することが出来るのである。

指示して言ふことをさかかず、命令して言ふことをさかかず、將禁止して言ふことをさかない兒童をどうして明智の域に導く事が出来よう。であるから、兒童は、常によくいふことをさくよーにしようけるのが、第一に必要なのである、またそれと同時に、母はあまり禁止せず命令せずして、或時は邪魔になつても、又亂暴しても、なるべく兒童の自由活動を舒長させるよーにつとめて、これをさまたけず、面倒と思ふことも、うるさいと感ずることも、これは兒童の本性として恐び、止むを得ない時か、または、當然なる場合においては、簡單

にその是非を説きて、或時は禁止或時は指示し、または命令して、決行させねばならぬのである。であるから、禁止し指示し命令する言葉は、余義ない時においてのみ發せられたるので、多くの場合は、子女の欲するまゝにし、いづれにても害なき限りは、これを放任して、その自由をみとめねばならぬのである。今日の一般のごとく、或時は母が兒童と同等のものなるかのごとく、又或時は兒童の權利自由を、全然剝奪して、これを束縛しまた甚だしさに至つては、腕力をもつてひきずらんとするがごときは、その所作は野蠻といふべくまた、誠に不見識といはざるを得ないので、これではその權威が、兒童に無視されるのは當然にあるといはねばならぬ。

古曆ほしき人には參らせん

風雲